

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和4年6月3日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和4年6月3日(金)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	12名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	4番	佐々木 隆	5番 住田 賀津彦
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	11番	北田 直喜	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	2名		
	3番	宮坂 博一	6番 関口 卓司
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	1名		
	下中島地区 吉崎 道隆		
7. 議事録署名委員			
	8番	金坂 隆男	10番 松田 治之
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主査	本田 陽一	主事 小川 聡志
	主事	小林 智樹	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和4年度6月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番金坂委員、10番松田委員にお願いいたします。

議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は1件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が597㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げ
てご説明いたします。

【議案第22号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていること
から、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま
す。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの
説明をお願いします。

12番： 事務局のとおり。本申請地は杉が生えているが、これは申請者の
父が大型トラクターを運転できるので、後々伐採する予定である。
今後も牧草地を拡大する意思があるようである。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方
で何かご意見がありましたらご発言願います。

7番： 申請地は畑であるが、なぜ杉が生えているのか。

12番： 申請者も相続により受けているため、先代が木を植えた時期があ
ったようである。

議長： 以前、減反政策のため木を植えても良いことがあったため、植え
たと思われる。

議長： その他に意見が無いようならば、申請通り許可決定ということで
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第22号は許可決定いたします。

議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意
見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意
見決定についてご説明します。

6ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は3件6筆です。

地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が5,549㎡です。

それでは7ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第23号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 申請地は農地パトロールでもよく引かかる地域である。何年も前から耕作放棄されていた。この辺りは農道が整備されておらず、現在の農業方法がやりにくい場所である。このままほっとかれるよりも、転用したほうが周囲に迷惑もかからず良いのではないかと思う。

13番： 昔は3尺道路であり、人間が通るだけの道路であったが、機械や自動車が出入りするようになった。隣の農地を譲渡人が相続を受けた際に、面積を測ったところ、一部が道路にかかっていることが分かった。いつからこの様子になったのか定かではない。現在は、小学校に続く道であり、多くの人を利用するため転用は問題ないと思われる。

7番： 譲渡人が離農されることになり、譲受人が土地をもらい受けることになった。立地条件は非常に良く、転用は問題ないと思われる。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第23号は意見決定いたします。
議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

9ページからが一覧表となります。

今月の案件は全3件、7筆、19,561㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第24号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和4年5月分）
・令和5年度農林関係税制改正要望について
・農地利用状況調査（農地パトロール）について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時40分】

農地法第3条調査書

議案第22号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>・今回の申請は、譲渡人が長らく申請地の管理を怠っていたことによってできた耕作放棄地を、牧草地に再生するというものである。申請地は既に林地化しているが、権利移転後は、牧草地として利用できるよう申請地の木々を伐採し、飼料用牧草を栽培する計画である。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、5月30日、農業委員と事務局が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（3ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は建設業を営んでおり、会社余剰スペースは従業員の増加に伴い駐車場として利用しており、屋外に場所の確保が難しい状況であるため、申請地を資材置場とする計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水等の排水は浸透式とし、土砂が流出しないように沈砂池等を設けることとしています。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は西魚津駅まで500m以内であり、第2種農地と判断します。転用許可基準は代替可能性勘案必要なし（既存地拡張）です。	
転用目的	譲受人は住居への進入通路として農道を利用していましたが、自家用車の通路としては道幅が狭く困難であったため、道路用地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら道路として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	コンクリート造成とし、雨水排水については近くの水路へ放流することとしています。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に道下小学校とみのう医科歯科が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地の保育園や小学校等が周囲にあり特に子育て世代には適した環境となっています。共同住宅居住者が部屋数の不足は生活拠点を定めるために住宅建設用地を求めており、需要にこたえて住宅敷地とする計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活排水については公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		